官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局
明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

目次

〔告示〕
○沖縄振興特別措置法第二十六条の規定に基づき特定販売施設及び旅客ターミナル施設を指定する件の一部を改正する件（内閣府二四三）　一
○夕張市財政再生計画の変更の内容及び協議の結果を公表する件（総務二四一）　二
〔公告〕
諸事項
裁判所
破産関係　九
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構、企業年金基金変更、平成二十五年度日本放送協会貸借対照表及び損益計算書関係　一〇
地方公共団体
行旅死亡人関係　一四
会社その他
会社決算公告　一五
六

告示

○内閣府告示第二百四十三号

沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第二十六条の規定に基づき、平成十六年内閣府告示第二百八十八号（沖縄振興特別措置法第二十六条の規定に基づき特定販売施設及び旅客ターミナル施設を指定する件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年七月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一（二）イ中「沖縄県那覇市若狭一丁目一〇二番地地先」を「沖縄県那覇市若狭地先」に改める。

二（二）イ中「那覇港泊八号岸壁ふ頭用地のうち、別図3に示す部分」を「那覇クルーズターミナル二階のうち、別図3に示す部分」に改める。

三（二）イ中「六二・七五平方メートル」を「六七・八三平方メートル」に改める。

別図3を次のように改める。